

【新設】（圧縮記帳をした環境負荷低減事業活動用資産の取得価額）

44 の 4-1 措置法令第 28 条の 7 第 2 項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が 100 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

【解説】

1 措置法令第 28 条の 7 第 2 項の規定により、本制度のうち環境負荷低減事業活動用資産に係る措置は、一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が 100 万円以上の場合に適用されるが、これらの機械その他の減価償却資産については本制度と法人税法上の圧縮記帳との重複適用が可能であるため、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産について本制度の規模要件を判定する場合には、その取得価額の合計額を圧縮記帳前又は圧縮記帳後のいずれの金額によるのか疑義が生ずる。

2 この点、法人税法上の圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産については、圧縮記帳後の金額を取得価額とするものとされており（令 54③）、本制度の適用に当たっても、措置法令第 28 条の 7 第 2 項の規定振りからみて同様に取り扱うのが相当である。

そこで、本通達において、規模要件を判定する場合、その資産が法人税法上の圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしている。

なお、この場合、特別償却限度額の計算の基礎となる環境負荷低減事業活動用資産の取得価額も、圧縮記帳後の金額となる。

このことは、措置法第 44 条の 4 第 2 項の規定により、基盤確立事業用資産の特別償却限度額を計算する場合も、同様である。